



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外第 41 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	(経営支援課)	1
島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	(")	2
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	(")	2
島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正	(")	2
島根県環境資金融資要綱の一部改正	(")	3

告 示

島根県告示第421号

島根県中小企業制度融資要綱(昭和47年島根県告示第239号)の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 1 項中「島根県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に貸し付け、保証協会は、その貸付金を県の指示に従って」を削り、同条第 2 項中「貸付け及び」を削り、同条第 3 項中「貸付金及び」を削る。

第 6 条第 5 号本文中「保証協会」を「島根県信用保証協会(以下「保証協会」という。)」に改める。

別表一般融資の部一般設備資金の項信用保証の要否(保証料率)の欄中「年0.72パーセント」を「年0.92パーセント」に改め、同部一般運転資金の項信用保証の要否(保証料率)の欄中「年0.80パーセント」を「年1.00パーセント」に改め、同部小規模企業育成資金の項信用保証の要否(保証料率)の欄中「年0.64パーセント」を「年0.84パーセント」に改め、同部経営基盤強化資金の項信用保証の要否(保証料率)の欄中「年0.90パーセント」を「年1.10パーセント」に改め、同表特別融資の部地域企業対策資金の項信用保証の要否(保証料率)の欄中「年0.60パーセント」を「年0.80パーセント」に改め、同部創業者支援資金の項信用保証の要否(保証料率)の欄中「年0.65パーセント」を「年0.85パーセント」に改め、同部構造転換支援資金の項信用保証の要否(保証料率)の欄中「年0.75パーセント」を「年0.95パーセント」に改め、同部企業再建資金の項信用保証の要否(保証料率)の欄中「年0.90パーセント」を「年1.10パーセント」に改め、同部特別目的資金の項信用保証の要否(保証料率)の欄中「年0.60パーセント」を「年0.80パーセント」に改め、同部長期経営安定緊急資金の項信用保証の要否(保証料率)の欄中「年0.70パーセント」を「年0.90パーセント」に改め、同表の注の 1 中「平成17年 3 月31日」を「平成18年 3 月31日」に改める。

附 則

- この告示は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成17年 4 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。ただし、改正後の要綱の規定のうち、別表の保証料率については、平成17年 4 月 1 日以後の申込みに係る融資について適用し、同日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第422号

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第718号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第2号中「、第2号及び第5号」を「及び第2号」に改める。

第3条第1項中「島根県信用保証協会に貸し付け、島根県信用保証協会は、その貸付金を県の指示に従って」を削り、同条第2項中「貸付利率、貸付額、貸付期間」を「預託利率、預託額、預託期間」に改める。

第5条に次の1号を加える。

(7) 保証料 年1.15パーセント

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第5条第7号の規定は、平成17年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第423号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第2号中「、第4号及び第6号」を「及び第4号」に改める。

第3条第1項中「島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に貸し付け、保証協会は、その貸付金を県の指示に従って」を削り、同条第2項中「貸付利率、貸付額、貸付期間」を「預託利率、預託額、預託期間」に改める。

第5条第5号中「保証協会」を「島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）」に改め、同条第7号ア中「保証協会の定めるところによる。」を「年1.15パーセント」に改め、同号イ中「年0.8パーセント」を「年1.0パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業立地促進資金融資要綱第5条第7号の規定は、平成17年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第424号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第917号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第6条に次の1号を加える。

(7) 保証料 年1.15パーセント

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱第6条第7号の規定は、平成17年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第425号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県規則第251号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条第 1 項中「島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に貸し付け、保証協会は、その貸付金を県の指示に従って」を削り、同条第 2 項中「貸付利率、貸付期間」を「預託利率、預託期間」に改める。

第 6 条第 5 号中「保証協会」を「島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）」に改め、同条第 8 号中「年0.6パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱第 6 条第 8 号の規定は、平成17年 4 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

